

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

平成17年2月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う主な点は、以下のとおり。

紙類

- 紙類のうちバージンパルプを配合するフォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、ジアゾ感光紙、印刷用紙について、違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を追加

文具類

- 公印、印箱及び鍵かけの3品目を追加
- OAフィルターについては、製品の製造状況を踏まえ、枠ありの製品に限るとともに、判断の基準に植物由来プラスチックを追加
- 文具類のうち主要材料が木質又は紙に該当する品目について、違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を追加
- 次年度の検討において判断の基準の見直しを行う品目について、備考に具体的に記載予定

機器類

- 機器類のうち主要材料が木質又は紙に該当する品目について、違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を追加

OA機器

- トナーカートリッジ及びインクジェット用インクカートリッジの2品目を追加
- 記録用メディア（CD-R、DVD±R等）を品目として追加。なお判断の基準はケースに適用
- 一次電池又は小形充電式電池を品目として追加
- コピー機について、特定化学物質の含有情報及びスキャナ機能に係る配慮事項を追加（併せて複合機の判断の基準の表現を他の機器と整合）
- ディスプレイについて、電気・電子機器の特定化学物質の含有表示に係る配慮事項を追加

家電製品

- 電気冷蔵庫等について、電気・電子機器の特定化学物質の含有表示に係る

配慮事項を追加

エアコンディショナー等

- エアコンディショナーについて、電気・電子機器の特定化学物質の含有表示に係る配慮事項を追加

温水器等

- 電気給湯器について、タンク容量 240ℓ未満の除外規定を削除

照明

- 「蛍光管」を「ランプ」に変更するとともに、電球形ランプを品目として追加（LED ランプ又は電球形蛍光ランプ等）

自動車等

- 「VICS対応車載機」を「カーナビゲーションシステム」に変更するとともに、判断の基準の表現を適正化
- 一般公用車用タイヤを品目として追加
- 2サイクルエンジン油を品目として追加

インテリア・寝装寝具

- ベッドフレームのうち木質又は紙に該当する品目について、違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を追加

公共工事

- 銅スラグ又はフェロニッケルを用いたケーソン中詰め材を追加
- ビニル系床材の追加
- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材をアスファルト混合物及び路盤材として再整理
- エコセメントの判断の基準に数値基準を設定
- 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）の判断の基準の見直し（透水性確保のための粗骨材の混入率をあげる場合）
- 環境配慮型道路照明の判断の基準の見直し（電力消費量の削減率）
- 品目名を「排水用再生硬質塩化ビニル管」から「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」に変更
- 建設汚泥再生処理工法の判断の基準の見直し

役務

- 食堂の判断の基準に「繰り返し使用できる食器が使われていること」を追加
- 更生タイヤの対象を明確化するとともに、配慮事項の表現を変更
- 庁舎管理等として庁舎管理又は清掃を追加